

## 新田小学校ホームページ等に関するガイドライン

### (趣旨)

第1条 このガイドラインでは、知多市学校教育情報セキュリティポリシーに基づき、新田小学校における教育活動を広く公開し、社会に開かれた教育課程の一環として、信頼される学校づくりを推進するための学校ホームページ、保護者とのコミュニケーションツール等（以下、ホームページ等と統一して表記する）を利用した情報発信にかかる基本的な規約を定める。

### (ホームページ等公開の目的)

第2条 ホームページ等公開の目的を以下のように定める。

- (1) 学校運営の状況及び日々の教育活動を積極的に公開したり、学校からの情報を素早くデータで送信したりする等、学校と地域社会との双方向のコミュニケーションを促進させる。
- (2) 教職員の ICT 活用指導力の向上、児童の情報活用能力の育成に資する。
- (3) 児童と保護者の家庭におけるコミュニケーションの一助となるようにする。

### (掲載内容及び禁止事項)

第3条 ホームページ等の記載内容は、第2条の目的に沿ったものとする。

2 ホームページ等の健全な管理運営を行うため、次の内容は掲載禁止とする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 虚偽を含む情報
- (3) 営利を目的とするもの
- (4) 個人や団体を誹謗中傷するもの
- (5) ネットワークの正常な運営を妨害するもの
- (6) 学校の運営に支障をきたすもの
- (7) その他、法令及び規則等に違反するもの

### (責任者・制作者)

第4条 ホームページ等の管理責任者は、校長とする。

2 管理責任者は、ホームページ等が定期的に更新、即時的に配信されるよう必要な措置をとる。

3 ホームページ等で公開、配信したデータは一定の期間が経過したら消去する。

### (情報の保護)

第5条 児童・保護者・教職員等の個人情報に掲載しない。ここでいう個人情報とは、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、学習成績、健康状況、家庭状況等、組み合わせられることで個人が特定される情報をいう。

2 児童の写真並びに動画及び授業における作品の掲載については、入学時・転入学時にホームページやたより等での写真の掲載に関する同意書を配付して、掲載への不同意を確認するものとする。不同意の申し出がないことをもって同意とする。

3 年間を通じて、いつでも不同意の申し出があれば、速やかに適切な対応する。

4 第2項は個人が特定されないよう留意して運用する。

- (1) 氏名に関わるものは撮影しないか、画像処理を施して削除する。
- (2) 校外の人物の写真掲載については、その都度同意を得るものとする。

5 ホームページ等に掲載するコンテンツは、必要に応じて複数の教職員によるチェックを行う。

(内容の訂正並びに削除)

第6条 ホームページ等の掲載内容について、関係者等から訂正や削除の要請があった場合は速やかに適切な対応を行う。

(著作権)

第7条 ホームページ等における文章、写真等の著作権は、制作者である新田小学校が有する。

第8条 ホームページ等について、全ての画像や記事、資料等の無断使用、無断転載を禁止する。なお、教育目的等で引用する場合であっても、事前に管理責任者である校長に許可を得るものとする。

第8条を遵守せずに起こった事態の全ての責任は、無断使用や無断転載を行った者が負うものとする。

(PTA)

第9条 PTA 役員・理事会にて承認された情報については、ホームページ等を使って配信することも可とする。その際の規約は本ガイドラインに則る。

(本ガイドラインの取り扱い)

第10条 本ガイドラインは、ホームページのコンテンツとして常時公開する。

2 本ガイドラインの改正については校内情報セキュリティ委員会で検討・協議し、校長が承認したものについて改正を行う。

付則 このガイドラインは、令和7年6月1日から施行する。